

証券コード 195A
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日2025年6月4日)

株 主 各 位

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
渋谷マークシティウエスト20階
株 式 会 社 ラ イ ス カ レ ー
代 表 取 締 役 大久保 遼

第 9 回 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

■当社ウェブサイト <https://ricecurry.co.jp/ir/news/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

■東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後7時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時00分～
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階
 渋谷ソラスタコンファレンス
3. 定時株主総会の目的事項
 〈報告事項〉
 1. 第9期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
 〈決議事項〉
 - 第1号議案 定款一部変更の件

 - 第2号議案 取締役5名選任の件

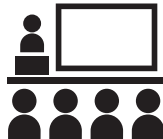
 - 第3号議案 新株予約権の税制適格要件の変更に関する件

以 上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書 面	インターネット	株主総会ご出席
		
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。	当社指定の議決権行使サイト(https://soukai.mizuho-tb.co.jp/)にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。 詳細は次頁をご参照ください。	同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。
行使期限	行使期限	株主総会開催日時
2025年6月25日(水) 午後7時30分到着分まで	2025年6月25日(水) 午後7時30分行使分まで	2025年6月26日(木) 午前10時(受付開始:午前9時)

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・ 同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・ パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・ 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金は株主さまのご負担となります。
- ・ 議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

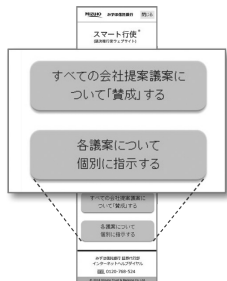
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

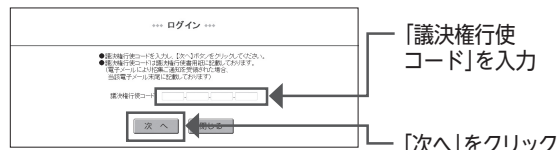
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

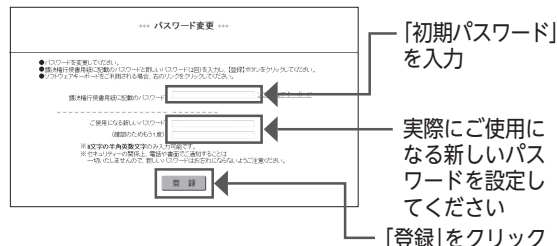
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524 受付時間
年末年始を除く午前9時～午後9時

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、2025年7月1日を効力発生日（予定）として新設分割（以下「本会社分割」）を行い、持株会社体制へ移行いたします。本会社分割によるブランドイメージの刷新のため、当社定款の一部を変更したく存じます。なお、本定款変更の効力発生日は、2025年7月1日であり、その旨、附則において定める予定です。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
（商号） 第1条 当社は、株式会社 <u>ライスカレー</u> と称し、英文では、 <u>Ricecurry Inc.</u> と表示する。	（商号） 第1条 当社は、株式会社MUSCAT GROUPと称し、英文では、 <u>MUSCAT GROUP Inc.</u> と表示する。
（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の経営管理を行うことを目的とする。
（1）～（12） 省略	（1）～（12） 省略
（新設）	（13） <u>企業の買収、売却、合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、資本提携等に関する斡旋、仲介及びアドバイザリー業務並びにこれらに関するコンサルティング業務</u>
（新設）	（14） <u>株式、持分、社債その他の有価証券の取得、保有、運用及び売却</u>
（新設）	（15） <u>企業の経営改善、事業再生及び企業価値向上に関する助言、支援及びコンサルティング業務</u>
（新設）	（16） <u>投資事業及び投資に関する調査、企画、助言その他のアドバイザリー業務</u>
（新設）	（17） <u>子会社及び関連会社の経営管理、経営指導に関する業務</u>
（13）前各号に附帯又は関連する一切の業務	（18）前各号に附帯又は関連する一切の業務
附則	附則
（新設）	（効力発生日） 第2条 この定款第1条及び第2条の変更の効力は2025年7月1日に発生し、同日をもって本附則は削除する。

第2号議案 取締役5名選任の件

当社の取締役全員（5名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、引き続き取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おおくぼ 大久保 遼	1989年 4月23日	2012年 4 月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 入社 2014年 9 月 Momentum株式会社 設立 代表取締役 就任 2016年 4 月 株式会社ライスカレー製作所（現 当社） 設立 2016年 7 月 当社 代表取締役 就任（現任） 2017年12月 マークドバイ株式会社（現 当社） 設立 代表取締役 就任 2022年 7 月 株式会社Rili（現 株式会社WinC） 代表取締役 就任 2024年 8 月 株式会社WinC 取締役 就任（現任）	1,057,330株
【取締役候補者とした理由】 大久保遼氏は、2016年以来当社の代表取締役を務めており、当社の経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。また、多角的な視点での変革力及び実行力を有しており当社の事業成長に寄与しております。これらの幅広い知見、実行力及びリーダーシップは、当社の経営にとって不可欠であると判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。				

候補者番号	氏 名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	おおみなみ ようすけ 大 南 洋 右	1986年 2月4日	2008年 4 月 株式会社ECナビ（現 株式会社 CARTA HOLDINGS）入社 2011年 4 月 株式会社freenote 出向 代表取締役 就任 2015年 1 月 株式会社 Zucks（現 株式会社 CARTA MARKETING FIRM）出向 アドネットワーク事業本部 副本部長 就任 2019年10月 株式会社RiLi（現 株式会社WinC）取締役 就任 2022年 9 月 当社 上級執行役員 コーポレート本部長 兼 コーポレート本部 経営企画部長 就任 2023年 1 月 当社 取締役 コーポレート本部長 兼 コーポレート本部 経営企画部長 就任 2024年10月 株式会社松村商店 代表取締役 就任（現任） 2024年11月 当社 取締役 事業戦略本部長 兼 事業戦略本部 経営企画部長 就任（現任）	26,710株
【取締役候補者とした理由】 大南洋右氏は、事業会社での経営経験や会社売却経験があり、2023年1月に当社取締役に就任以来、これまでの経験や知見を生かして当社の経営戦略の立案・遂行や管理部門の効率化などに寄与してきました。特に、昨年10月に当社グループに加わった株式会社松村商店においては、代表取締役としてPMIの先頭に立ってその推進に尽力し、グループとしての一体化とシナジー創出に大きく貢献しております。同氏の幅広い視野と経営及びM&A全般に関する知見は、当社の経営にとって不可欠であると判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。				
3	もりおか ゆうへい 森 岡 祐 平	1989年 5月20日	2015年 4 月 ビルコム株式会社 入社 2016年 4 月 株式会社ライスカレー製作所（現 当社）入社 2017年 4 月 当社ソーシャルメディアマーケティング事業部長 就任 2020年 9 月 当社 取締役 データテクノロジー事業部長 就任 2021年 7 月 当社 取締役 事業本部長 就任 2024年11月 当社 取締役 経営管理本部長 就任（現任）	75,000株
【取締役候補者とした理由】 森岡祐平氏は、創業メンバーとして、当社経営及び事業全体に高いロイヤリティをもって事業を立ち上げ、現在にいたるまで、当社の事業成長に寄与し続けております。また、ガバナンス体制の構築、業務プロセスの整備、内部管理機能の強化などを主導しており、同氏の当社全ての事業及び管理部門全般に対する知見と社内外の幅広いネットワークは当社の経営にとって不可欠であると判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。				

候補者番号	氏 名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	むらやま り え 村 山 利 栄	1960年 5月1日	1988年11月 CSファーストボストン証券会社（現 クレディ・スイス証券株式会社）入社 1993年 3 月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店（現 ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社 2001年11月 同社 マネージングディレクター 就任 2016年 6 月 株式会社レノバ 取締役 就任 2016年10月 合同会社村山 設立 代表社員 就任（現任） 2017年 6 月 株式会社カチタス 取締役 就任 2019年 6 月 株式会社新生銀行（現 株式会社SBI新生銀行） 取締役 就任 2020年 6 月 前田建設工業株式会社 取締役 就任（現任） 2021年 7 月 当社 取締役 就任（現任） 2021年 8 月 theAstate株式会社 代表取締役 就任 2021年10月 インフロニア・ホールディングス株式会社 取締役 就任（現任） 2024年 2 月 学校法人山野学苑 監事 就任（現任） 2024年 6 月 株式会社True Data 取締役・監査等委員 就任（現任）	14,140株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 村山利栄氏は、長年にわたる投資銀行勤務による豊富な経験に基づく知識、複数の上場会社における社外役員を歴任した経験に基づく幅広い見識を有しております。2021年7月に当社社外取締役に就任以来、その卓越した知見を、当社取締役会において積極的に意見・提言等を行うことを通して、当社経営に反映していただいております。引き続き、当社の経営体制強化に貢献・寄与する提言及び助言をいただけると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。				

候補者番号	氏名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	たかはし しょうこ 高橋 祥子	1988年 2月9日	2013年 6 月 株式会社ジーンクエスト 設立 代表取締役 就任 2018年 4 月 株式会社ユーグレナ 執行役員 就任 2021年 7 月 東北大学 特任教授（客員） 就任 2022年 6 月 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 取締役 就任（現任） 2023年 6 月 株式会社ユーグレナ 専門役員 就任 2023年 6 月 当社 取締役 就任（現任） 2023年 6 月 株式会社たづ 代表取締役 就任（現任） 2024年12月 IMV株式会社 取締役（現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 高橋祥子氏は、大学院在学中に遺伝子解析の研究を推進し、正しい活用を広めることを目指して株式会社ジーンクエストを起業し、病気や形質に関係する遺伝子をチェックできるベンチャービジネスを展開し、その後当該会社を株式会社ユーグレナに売却しております。会社経営のみならず、会社売却及び売却先企業での経営経験を有するとともに、学術的にも幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であり、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。				

- (注) 1. 大久保遼氏は、当社の子会社である株式会社WinCの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に、業務委託・資金の貸付等に関する取引関係があります。それ以外の各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 村山利栄氏、高橋祥子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 村山利栄氏の戸籍上の氏名は志賀利恵、高橋祥子氏の戸籍上の氏名は神本祥子であります。
4. 村山利栄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、3年11カ月となります。
5. 村山利栄氏の「所有する当社の株式の数」は、同氏が代表社員を務める合同会社村山が所有する株式の数を記載しております。
6. 村山利栄氏は当社新株予約権500個を有し、また同氏が代表社員を務める合同会社村山が当社株式を14,140株所有しておりますが、これらの他に当社と村山利栄氏の間には人的関係、資本的関係並びにその他の利害関係はありません。
7. 高橋祥子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、2年となります。
8. 当社と高橋祥子氏の間には人的関係、資本的関係並びに取引関係その他の利害関係はありません。

9. 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できるよう定款第26条（取締役の責任免除）を定めております。当社は、村山利栄氏、高橋祥子氏と当該契約を締結しており、両氏が選任された場合は、当社と両氏との間で当該契約を継続する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
10. 当社は、取締役候補者村山利栄氏及び高橋祥子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
11. 当社は、2024年6月19日を起算日として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。また、保険料は当社が負担しております。なお、全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 新株予約権の税制適格要件の変更に関する件

2024年の税制改正に伴い、当社の新株予約権（ストックオプション）制度を税制適格要件に適合させるため、第3回新株予約権の年間行使価額の限度額を1,200万円から2,400万円に、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の年間行使価額の限度額を1,200万円から3,600万円に引き上げたく存じます。

なお、各割当対象者とは2024年12月31日までに変更契約を締結しており、拡大要件を適用するための要件を満たしております。

以上

事業報告

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用や所得環境の改善の下で、景気の緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響や、通商政策などアメリカの政策動向による影響は、景気を下押しするリスクとなっております。

当社グループは当社（株式会社ライスカレー）及び連結子会社3社（株式会社WinC、株式会社松村商店、MOVE株式会社）により構成されており、インターネットコミュニティ領域において事業を展開しております。インターネットコミュニティ領域とはSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）をはじめとしたインターネットのアプリケーションを通じて共通の関心分野、価値観や目的を持った利用者が集まって持続的に相互作用する場を指します。

当社グループが事業を展開するインターネットコミュニティ領域においては、個人の滞在時間が大幅な増加傾向にあります。総務省情報通信政策研究所の「令和5年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」によると、いわゆるZ世代やミレニアル世代と呼ばれる10代や20代、また30代においても、情報通信メディアの利用時間のうち、「動画投稿・共有サービスを見る」や「ソーシャルメディアを見る・書く」といったインターネットコミュニティ領域に、多くの時間が配分されたと調査されました。

また、それに伴い、財・サービスの提供者である企業は、この変化に適應するため、広告資源のインターネット領域への配分を拡大させております。さらに、従来は消費者であった個人が、供給者側に回る例（CtoC）も、個人の利用が可能なECプラットフォーム等の

発展により拡大しております。

当社グループは、上記の大きなトレンドを踏まえ、消費者が今後より一層インターネットコミュニティ領域の中での消費行動を拡大していくと考え、コミュニティデータを起点として経済の場を生み出すコミュニティデータプラットフォーム事業を展開しております。

このような状況の中で、当社の当連結会計年度の経営成績は、売上高2,986,723千円（前期比25.8%増）、売上総利益1,610,907千円（前期比25.2%増）、営業利益88,007千円（前期比0.0%増）、経常利益95,287千円（前期比6.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益112,934千円（前期比2.7%増）となりました。

（2）資金調達の状況

当社は、2024年6月19日に東京証券取引所グロース市場に上場し、有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）により、総額299,818千円の資金調達を行いました。

また、中長期的な事業成長に向けた必要資金の確保を目的として、2024年9月25日に第1回無担保社債300,000千円の発行を行ったほか、主にM&Aによる株式取得資金の確保を目的として、2024年10月1日に、長期借入金900,000千円の資金調達を行いました。

（3）設備投資の状況

当連結会計年度において重要な当該事項は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、SNS上での消費者動向の分析を通じて、ニッチなニーズをとらえた成長市場において、トップブランドを目指す「ニッチトップ戦略」を推進しております。

SNSマーケティングで培ったデータ分析力を活かし、ブランド開発及び商品企画を行うとともに、発信力のある個人の活用等、最先端のマーケティング戦略を通じて認知・購買の促進を図っております。

また、オンラインに限らず、オフラインを含む多様なチャネルに対応した広告投資を進めることで、ブランドの認知度を高めております。こうしたプロセスを繰り返すことで、ニッチ市場における確実なシェア獲得と収益化を実現し、当社グループの主力商品であるオーラル美容ブランド『MiiS』は着実に成長を遂げております。

さらに、昨年当社グループ入りした、株式会社松村商店の自社ライセンス『ロコネイル』は、当社グループが有するEC領域における運営ノウハウ及びSNSマーケティング施策との連携により、売上が順調に拡大しております。また、同じく昨年当社グループ入りした電動アシスト付き自転車ブランド『MOVE.eBike』でも、オフライン店舗への展開及びSNSマーケティング戦略の導入等、更なる成長への基盤づくりを進めております。これにより、M&Aによるシナジー効果が着実に顕在化しており、当社グループの「ニッチトップ戦略」を加速させる具体的な成果の一つとなっております。

今後も、当社の継続的な成長と企業価値の向上に向けて、既存事業領域に加え、シナジー確度の高い周辺事業領域への展開が重要な課題です。こうした課題に対応するため、当社グループの経営資源とM&Aにより買収した企業の強みを融合させ、特定の領域にとらわれないブランド展開を推進してまいります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

当社は、新設分割（簡易分割）により、当社のMiiS事業を株式会社WinCに承継させました。

(6) 他の会社の事業の譲受

当社は、2024年8月14日に、株式会社HADOの事業の一部であるバーチャルインフルエンサー事業を譲り受けております。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当社は、2024年10月1日に、当社の完全子会社である株式会社WinCを存続会社、同じく当社の完全子会社である株式会社RiLiを消滅会社とする吸収合併を行っております。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得

当社は、2024年10月1日に、株式会社松村商店の株式3,000株（議決権割合100.0%）を9億1,500万円で取得しております。

また、2024年11月14日に、MOVE株式会社の株式300株（議決権割合100.0%）を2億2,000万円で取得しております。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 6 期 2022年 3 月期	第 7 期 2023年 3 月期	第 8 期 2024年 3 月期	第 9 期 2025年 3 月期 (当連結会計年度)
売 上 高	一千円	1,833,900千円	2,374,756千円	2,986,723千円
営 業 利 益 (△損失)	一千円	△166,712千円	87,986千円	88,007千円
経 常 利 益 (△損失)	一千円	△166,976千円	89,568千円	95,287千円
親会社株主に帰属する当期純利益 (△損失)	一千円	△121,928千円	109,979千円	112,934千円
1 株当たり当期純利益 (△損失)	一円一銭	△45円27銭	40円15銭	38円68銭
総 資 産	一千円	1,255,426千円	1,794,869千円	3,554,390千円
純 資 産	一千円	641,882千円	751,862千円	1,164,757千円
1 株 当 た り 純 資 産	一円一銭	234円03銭	274円18銭	392円03銭

- (注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。なお、第7期及び第8期については、金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。
2. 1株当たり当期純利益（△損失）は期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産は期末発行済株式数に基づいて算出しております。
4. 当社は2024年1月16日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益（△損失）及び1株当たり純資産を算定しております。
5. 当社は第7期より連結財務諸表を作成しております。

(10) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	事業内容
コミュニティデータプラットフォーム事業	自社開発をしたコミュニティデータマネジメントツール群であるデータクラウドを基盤として、企業向けにサービスを提供するマーケティングソリューション領域と、一般消費者向けにブランドやサービスを提供するブランドプロデュース領域を展開しております。

(11) 企業集団の主要拠点等（2025年3月31日現在）

① 当社

拠点名	所在地
本社	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト20階

② 子会社

社名	拠点名	所在地
株式会社松村商店	本社	東京都墨田区石原四丁目25番15号

(12) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
91名 (36名)	9名増 (6名減)

- (注) 1. 従業員数は、取締役を除く就業人員（正社員）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、インターンを含み、人材会社からの派遣社員は除く。）の年間平均雇用者数を（ ）内に外数で記載しております。
2. 従業員数、臨時雇用者数ともに、休職者を除いて記載しております。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61名（25名）	15名減（8名減）	33.3歳	3.3年

- （注） 1. 従業員数は、取締役を除く、就業人員（正社員）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、インターンを含み、人材会社からの派遣社員は除く。）の年間平均雇用者数を（ ）内に外数で記載しております。
2. 従業員が当期に15名減少しておりますが、これは新設分割により、当社のMiiS事業を株式会社WinCに移管したこと等によるものであります。
3. 従業員数、臨時雇用者数ともに、休職者を除いて記載しております。

（13）重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社WinC	30,000千円	100%	各種ブランド、サービスの開発・提供
株式会社松村商店	10,000千円	100%	オリジナル服飾雑貨・企画・製造・販売、卸事業
MOVE株式会社	3,000千円	100%	電動アシスト自転車販売

(14) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	868,342千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	368,444千円
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	150,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	104,100千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	70,811千円
西 武 信 用 金 庫	67,128千円
株 式 会 社 阿 波 銀 行	56,724千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	27,633千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 10,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 2,968,690株 |
| ③ 株主数 | 1,566名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
大久保 遼	1,057,330	35.6
株式会社丸井グループ	94,000	3.1
GMOメイクショップ株式会社	87,260	2.9
森岡 祐平	75,000	2.5
GMOベンチャー通信スタートアップ支援株式会社	72,320	2.4
シニフィアン・アントレプレナーズファンド投資 事業有限責任組合	58,180	1.9
楽天証券株式会社	57,600	1.9
株式会社クボタヤス	54,000	1.8
株式会社SBI証券	52,191	1.7
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	46,700	1.5

(2) 当連結会計年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付された株式の状況

該当事項はありません。

(3) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当連結会計年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名称	第2回新株予約権
新株予約権の数	9,000個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1 名
当社社外取締役（社外役員に限る）	—
当社監査役	—
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 90,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株当たり264円
新株予約権の行使期間	2017年8月1日～2027年8月1日
新株予約権の主な行使条件	(注) 2

(注) 1. 2024年1月16日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下の通りです。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注）3に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

(3) 権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならず、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて、金銭による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下の通りです。

(1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は当社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合

② 権利者が当社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と協業した場合。ただし、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を毀損した場合

④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合

⑧ 権利者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合

⑩ 権利者が下記身分を喪失した場合

当社又は子会社の取締役又は監査役又は使用人

⑪ 権利者が会社又は子会社の取締役若しくは執行役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合

（ア）自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

（イ）権利者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

(3) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を時価で取得することができる。

① 会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（当社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合

② 本新株予約権が、権利行使期間の末日まで行使されなかった場合

名称	第5回新株予約権
新株予約権の数	500個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	—
当社社外取締役（社外役員に限る）	1 名
当社監査役	—
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 5,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株当たり1,109円
新株予約権の行使期間	2024年2月5日～2032年2月1日
新株予約権の主な行使条件	(注) 2

(注) 1. 2024年1月16日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下の通りです。

(1) 新株予約権者は、その行使時において、当社の取締役、当社の従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転職、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができるものとする。

(3) 新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

(4) 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて、金銭による調整は行わない。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下の通りです。

(1) 新株予約権者が（注）2に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、又は新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使する前に禁固以上の刑に処せられた場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

(3) 新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

(4) 新株予約権割当契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項

名称	第6回新株予約権
新株予約権の数	900個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	—
当社社外取締役（社外役員に限る）	—
当社監査役	1 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 9,000株
新株予約権の発行価額	1 個当たり150円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1 株当たり1,109円
新株予約権の行使期間	2023年8月4日～2032年2月3日
新株予約権の主な行使条件	(注) 2

(注) 1. 2024年1月16日付で行った普通株式1株を10株とする株式分割により、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下の通りです。

(1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権者について、(注) 3に記載された取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2) 本新株予約権者は、当社の株式につき金融商品取引所への上場がなされ、又は買収（当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が完全子会社となる株式交換若しくは共同株式移転その他経営支配権の移転を伴う会社分割、株式交付、事業譲渡又は株式譲渡等をいう。）がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできない。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、本新株予約権者は、本新株予約権の割当日後の下記⑤に定められる期間において、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。

① 判定価格（下記⑤に定義する。以下同じ）（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

② 判定価格（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、判定価格（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が判定価格（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

⑤ 上記①から④における「判定価格」は、以下の通り定義する。

(i) 割当日から1年間：行使価額

(ii) 割当日の1年後から6ヵ月間：行使価額に200%を乗じた価格

(4) その他の行使条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下の通りです。

(1) 当社は、本新株予約権者が（注）2に規定する条件により新株予約権を行使することができなくなった場合、又は本新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合、取締役会の決議（非取締役会設置会社の場合は取締役の過半数の決定）により別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 本新株予約権が失効した場合、当社は本新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

(3) 以下の各号に定める事由が生じた場合、当社は、本新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

- ① 本新株予約権者に刑事罰が科せられた場合
- ② 本新株予約権者が当社又は関連会社と競合する業務を営むなど、競合行為をした場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
- ③ 本新株予約権者が法令違反その他不正行為により当社の信用を損ねた場合
- ④ 本新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 本新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- ⑥ 本新株予約権者につき解散又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する倒産手続開始の申立があった場合
- ⑦ 本新株予約権者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

名称	第8回新株予約権
新株予約権の数	730個
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	1名
当社社外取締役（社外役員に限る）	—
当社監査役	—
当社使用人	4名
子会社の役員及び使用人	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 73,000株
新株予約権の発行価額	1個あたり100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株あたり835円
新株予約権の行使期間	2027年2月10日～2035年2月9日
新株予約権の主な行使条件	(注) 2

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下の通りです。

① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をした場合

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役	大久保 遼	株式会社WinC 取締役
取 締 役	大 南 洋 右	事業戦略本部長、事業戦略本部 経営企画部長 株式会社松村商店 代表取締役
取 締 役	森 岡 祐 平	経営管理本部長
取 締 役	村 山 利 栄	合同会社村山 代表社員 前田建設工業株式会社 取締役 インフロニア・ホールディングス株式会社 取締役 学校法人山野学苑 監事 株式会社True Data 取締役・監査等委員
取 締 役	高 橋 祥 子	株式会社ジーンクエスト 取締役 東北大学 特任教授（客員） 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 取締役 株式会社たづ 代表取締役、IMV株式会社 取締役
常 勤 監 査 役	亀 澤 俊 司	株式会社WinC 監査役、株式会社松村商店 監査役
監 査 役	松 隈 剛	公認会計士 リディッシュ株式会社 代表取締役 スクウェアキャピタル株式会社 代表取締役
監 査 役	山 田 啓 之	税理士 Axella総合会計事務所 代表 Unipos株式会社 監査役 株式会社QDレーザ 取締役・監査等委員 株式会社カオナビ 取締役・監査等委員

- (注) 1. 取締役村山利栄、高橋祥子は、社外取締役であります。また、村山利栄の戸籍上の氏名は志賀利恵、高橋祥子の戸籍上の氏名は神本祥子であります。
2. 監査役亀澤俊司、松隈剛、山田啓之は、社外監査役であります。
3. 監査役松隈剛は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役山田啓之は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と各監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員（いずれも子会社の該当者も含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険契約期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬については、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、代表取締役大久保遼が各取締役に求められる職責及び能力等を総合的に勘案したうえで報酬案を作成し、その案を基に取締役会にて社外取締役及び社外監査役からの意見を参考に協議し、取締役会の決議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬につきましては、2021年6月28日開催の定時株主総会の決議において、取締役の年間報酬限度額300,000千円及び監査役の年間報酬限度額50,000千円が決定されております。当該決議時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当連結会計年度における取締役の報酬については、役員規程に基づき、2021年6月28日開催の定時株主総会で決議された報酬総額の範囲内で代表取締役である大久保遼が各取締役に求められる職責及び能力等を総合的に勘案したうえで報酬案を作成し、2024年6月28日開催の臨時取締役会にて社外取締役及び社外監査役からの意見を参考に協議し、取締役会の決議により決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	54,000	54,000	-	-	5
(うち社外取締役)	(6,600)	(6,600)	(-)	(-)	(2)
監査役	14,700	14,700	-	-	3
(うち社外監査役)	(14,700)	(14,700)	(-)	(-)	(3)

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役村山利栄が代表社員を兼職しております合同会社村山は当社株式を14,140株所有しておりますが、これらの他に合同会社村山と当社との間には人的関係、資本的关系並びにその他の利害関係はありません。また、村山利栄が取締役を兼職しております前田建設工業株式会社、インフロニア・ホールディングス株式会社、監事を兼職しております学校法人山野学苑及び取締役・監査等委員を兼職しております株式会社True Dataと当社との間には、人的関係、資本的关系並びにその他の利害関係はありません。

社外取締役高橋祥子が取締役を兼職しております株式会社ジーンクエスト、東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社、IMV株式会社、客員教授を兼職しております東北大学及び代表取締役を兼職しております株式会社たづと当社との間には、人的関係、資本的关系並びに取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役亀澤俊司が監査役を兼職しております株式会社WinC及び株式会社松村商店は当社が株式の100%を保有する連結子会社であります。

社外監査役松隈剛が代表取締役を兼職しておりますリディッシュ株式会社及びスクウェアキャピタル株式会社と当社との間には、人的関係、資本的关系並びにその他の利害関係はありません。

社外監査役山田啓之が代表を兼職しておりますAxella総合会計事務所、監査役を兼職しておりますUnipos株式会社、取締役・監査等委員を兼職しております株式会社QDレーザ及び株式会社カオナビと当社との間には、人的関係、資本的关系並びにその他の利害関係はありません。

- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はございません。

③ 当連結会計年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
取締役	村山利栄	29回/29回	—	金融市場や経営全般に関する豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	高橋祥子	29回/29回	—	会社経営に関する豊富な知識・経験等及び学術的知見を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	亀澤俊司	29回/29回	12回/12回	経営全般に関する豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	松隈剛	29回/29回	12回/12回	公認会計士としての豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	山田啓之	29回/29回	12回/12回	税理士や複数の企業の社外監査役等としての豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,295千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案内容に決定することとしております。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

2023年12月26日に業務停止命令及び業務改善命令等を受けた事案に関し太陽有限責任監査法人は、組織上の問題と受け止め、社内組織の改革等に取り組むとともに、現在の監査チームが、当社の過去の監査調書についても全て査閲を行った結果、問題ないとの報告を受けております。

「当監査法人の行政処分に関する説明会」での太陽有限責任監査法人の説明を受け、当社及び当社監査役会は、太陽有限責任監査法人が策定した業務改善計画の内容は会計監査人としての専門性、独立性、監査品質の面で十分な水準にあり、当社の会計監査を適切に実行する体制が具備されていると評価しております。

また、品質管理システムについても、当社及び当社監査役会は、日本監査役協会による会計監査人评价における実務指針との整合性において問題ないレベルであると評価いたしました。

こうした経緯に加え、これまでの三様監査における当該監査法人の当社に対する指摘内容、質問に対する回答姿勢、監査業務における執行内容及び当社経営者・財務経理部門への指摘内容を総合的に勘案し会計監査人として問題ないと判断いたしました。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムの運用を行っております。その内容は以下の通りです。

A) 内部統制システムの整備状況

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 取締役は、当社が共有すべきルールや考え方を表した当社の「経営理念」「経営方針」を通じて、企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「行動規範」「コンプライアンス規程」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底を図る。

(b) 経営管理本部及び事業戦略本部は、当社の「経営理念」「経営方針」及び「行動規範」「コンプライアンス規程」の周知徹底のための活動を行い、内部監査体制を整備して、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。

(c) 取締役は、法令違反及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役会又は各監査役に報告するとともに、遅滞なく経営戦略会議及び取締役会において報告する。

(d) 経営管理本部は、通報者保護に十分に留意した内部通報制度を整備し、取締役及び使用人が法令違反又は当社の「経営理念」「経営方針」もしくは「行動規範」「コンプライアンス規程」の違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。報告された事象については、適切な調査を行い、分析に基づいて改善に向けた取り組みを行うとともに、コンプライアンス違反については規程に基づき厳正に対処する。

- (e) 代表取締役が委員長としてコンプライアンスの推進を図るリスク・コンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて経営管理本部は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
- (f) 当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (a) 情報セキュリティについては、「情報システム管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ・マネジメント・システムを確立する。
- (b) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (c) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営戦略会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- (d) 個人情報とは、法令及び「個人情報管理規程」に基づき厳重に管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理は、「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」に基づき、効果的かつ総合的に実施する。
- (b) 営業部門は、その担当の営業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。また、営業面から来る、経営上の脅威となる事項を正確に掌握し、排除に努める責任を担う。
- (c) その他各部門は、その担当事項に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、リスク管理を適切に

実施するとともに、担当事項に関して営業部門が行うリスク管理を全社横断的に支援する。

- (d) 営業部門及びその他各部門は、自部門の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施する。
- (e) 経営管理本部は内部監査体制を整備し、営業部門及びその他各部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
- (f) リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理及びコンプライアンス管理に関する重要な事項を審議するとともに、リスク管理及びコンプライアンス管理の実施について監督する。
- (g) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営戦略会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- (h) 営業部門及びその他各部門は、営業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する部門及び経営管理本部にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役及び監査役に報告する。
- (i) リスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、経営管理本部が内部監査体制を整備して監査を行う。
- (j) 反社会的勢力の関与等により、会社財産に係る金銭的損失の他、社会的立場や企業イメージに係る損失を被る可能性について、「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」の適切な運用をもって回避する。

d. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- (a) 取締役会及び経営戦略会議は、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
- (b) 予算進捗会議は、事業運営の執行状況、特に予算の進捗状況について確認する。
- (c) 取締役会、経営戦略会議及び予算進捗会議は原則としてそれぞれ月 1 回、定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- (d) 取締役会及び経営戦略会議は、中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- (e) 取締役は、取締役会で定めた中期経営目標及び予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、経営戦略会議及び予算進捗会議で確認し、取締役会に報告する。

e. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (a) 取締役会は、グループ子会社等の業務規模や事業特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客の保護及び各種リスクの管理等の観点から適切な措置を取る。
- (b) 当社は、グループ子会社の取締役として、当社役職員 1 名以上を派遣し、常に経営状況を把握する。
- (c) グループ子会社では、当社役職員のみが取締役となっている場合を除き、取締役会及び監査役を設置する。
- (d) 当社は、子会社役職員と協力の上、法令等の範囲内で必要に応じて子会社内部監査（グループ監査）を実施し、監査結果に関しては、当社の取締役会に適切に報告する。
- (e) 当社とグループ子会社及びグループ子会社間における取引は、社会規範に照らして適切な取引でなければならない。

- (f) 当社グループにおける不正を防止するため、内部通報制度を導入し、当社グループの役職員からの通報を受け付けたうえで、当社のコンプライアンス規程に則り、適切に対応するものとする。
 - (g) 取締役会は、当社並びに当社グループ役職員等に対して、職務遂行に関連する指導や研修機会の充実を図り、その能力の涵養に努めるものとする。
- f. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (a) 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - (b) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
- g. 監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役の職務遂行を補助すべき使用人を配置する。
 - (b) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、処罰等については、監査役会の意見を聴取し、尊重するものとする。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び上長等の指揮命令を受けないものとする。
 - (c) 補助すべき使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役に専属することとし、他の業務を一切兼務させないことにより、監査役を補助する使用人に対する指示の実効性を確保する。
- h. 当社グループ取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 当社グループ取締役及び使用人は、監査役会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

- (b) 内部監査体制の責任者は、その職務の内容に応じ、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査役会に対する報告を行う。
 - (c) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
 - (d) 内部通報制度による通報状況及び内容のうち重要なもの、社内不祥事、法令違反事案は監査役会へ報告しなければならない。
- i. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、経営戦略会議及び取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
 - (b) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
 - (c) 監査役は、月1回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から四半期毎に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
 - (d) 監査役は、取締役会の審議をより有効にするために、取締役会議案について予め資料の提供と説明を求めることができる。
- j. 監査役の職務の執行に生ずる費用について、前払又は償還の手続、その他費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
- k. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社グループは、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制を整備し、反社会的勢力による不当な要求には民事・刑事両面の法的手段を講じて対応することで、当社における反社会的勢力による被害を防止するとともに、当社の社会的責任を果たします。

l. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規程の整備状況

当社グループは、反社会的勢力排除に向けて、「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を排除するための体制整備その他の対応に関する事項を定めております。

(b) 対応管轄部署及び不当要求防止責任者

当社は、反社会的勢力への対応統括部署を経営管理本部と定めるとともに、反社会的勢力対応に関する統括責任者として、経営管理本部長を選任し、統括責任者が経営管理本部総務法務部長を反社会的勢力対応担当者に任命し、実務を行わせております。

(c) 反社会的勢力排除の対応方法

イ. 新規取引先・株主・役職員について

新規取引先・株主・役職員について、記事検索、信用調査会社の情報検索等により審査した後、総務法務部長が反社会的勢力の該当性を判断しております。また、取引先との間で締結する「基本取引契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

ロ. 既取引先等について

既存取引先等に対しては、原則として年に1度、継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について調査を行っております。

ハ. 既取引先等が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合

継続中の取引等を含む一切の取引等の関係を速やかに解消する体制をとっております。

(d) 外部の専門機関との連携状況

当社グループは、暴力団追放運動推進都民センターとの連携を構築しております。外部専門機関が実施する定期的な研修等を通じて有事の対応方法を習得し、また、

外部専門機関に対して法律相談、通報、法的手続の依頼などを行う体制を整備しております。

(e) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社グループは、「反社会的勢力等の調査実施マニュアル」を活用して、反社会的勢力に関する情報の一元的管理及び蓄積を行うとともに、事前照会の結果、外部専門機関又は他企業等の情報を活用して、当該情報を適宜更新するよう努めております。

(f) 研修活動の実施状況

当社グループは、「反社会的勢力等対応マニュアル」を活用して、今後定期的に役員及び全従業員を対象とした研修を実施し、反社会的勢力排除に向けた体制整備を継続してまいります。

m. 子会社におけるコーポレート・ガバナンスの適正化に関する体制

- (a) 当社は、子会社の業務の適正化を確保するため、子会社に対する経営の指導、支援、管理、必要に応じた監察、記録を行う。
- (b) 取締役及び従業員は、子会社における法令違反その他コンプライアンス違反に関する事実を発見したとき、又はコンプライアンス違反の疑いのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する。
- (c) 報告を受けた監査役は、当社の関係部署へ伝達するとともに、状況の把握及び対策の提言を行う。
- (d) 監査役は、子会社のコンプライアンス体制に問題や改善の必要があると認めるときは、当社経営会議及び当社取締役会において意見を述べるとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。
- (e) 監査役は、必要なときに子会社の監査を行い、問題があると認めたときは、取締役会に対し報告するとともに、是正措置及び再発防止策の策定、実行を求めることができる。

B) リスク管理体制の整備の状況

a. リスク管理体制の整備の状況

当社は、当社に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるリスクの顕在化の防止及び当社の損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を制定し、当該規程に基づき代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。リスク・コンプライアンス委員会は、あらゆるリスクを想定し、リスク洗い出し・評価・リスクに対する回避軽減策等の策定を行い、リスク管理体制の強化を図っております。また、代表取締役、取締役、執行役員をはじめ、全従業員が業務上のリスクを積極的に予見及び評価検知し、経営管理本部長（リスク・コンプライアンス委員会事務局）、経営戦略会議及び代表取締役への適時の報告を行い、会社として適切かつ迅速な対応ができる体制を整えております。

b. コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、当社の業務運営に際してあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実かつ公平な企業活動を遂行するとともに、自己規律に基づく経営の健全性を確保することを目的として、「コンプライアンス規程」を定めるとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、常時、各部の従業員、監査役及び内部監査と連携して、取締役を含む全従業員がコンプライアンスを遵守しているか調査しております。

また、コンプライアンス体制や内部管理体制の整備状況及び運用状況を確認し、潜在的な法令違反リスク等の洗い出し及びその対応方法の決定を行っております。

さらに、万が一コンプライアンス違反の事例が発生した場合には、適時適切なタイミングでリスク・コンプライアンス委員会を開催し、事実関係を調査したうえで、その被害を最小限にとどめる等速やかに対応を実施し、再発防止策を講じることとしております。

C) 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、上記の「内部統制システムに関する基本方針」に従って、子会社の業務の適正化を確保しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

A) 取締役の職務の執行の監督について

当社は、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、決定を行うとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には監査役も参加し、必要に応じて意見を述べております。

B) リスク管理体制について

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を四半期に1回、その他必要に応じて開催しており、あらゆるリスクを想定し、リスク洗い出し・評価・リスクに対する回避軽減策等の策定を行い、リスク管理体制の強化を図っております。

C) 内部監査について

当社は、内部監査を実施しており、代表取締役より指名された内部監査の人員1名が被監査部門から独立した立場から監査を実施しております。監査に際しては、内部監査規程並びに内部監査計画に基づき、当社グループの全部門を対象に実施しております。

D) 内部通報制度について

当社は、内部通報者保護に十分に留意した内部通報制度を整備し、内部通報窓口を社内・社外に設置しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要施策の一つと認識しており、将来の事業展開と財務体質強化のため必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを

基本方針としておりますが、当社は成長過程にあり、事業拡大に向けた積極的な事業投資や財務体質の強化等を優先しているため、これまで配当を実施しておりません。

将来的には内部留保の充実状況や株主への利益還元とのバランス等を踏まえて配当実施の判断を検討していきたいと考えておりますが、現時点において配当実施可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金が生じた場合につきましては、さらなる事業の拡大に向けた事業投資等の原資として有効に活用していく予定であります。当社では、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としており、期末配当の決定機関は取締役会となっております。また、中間配当についても行うことができる旨を定款に定めております。

7. 特定完全子会社に関する事項

(単位：千円)

名称	住所	当連結会計年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額
株式会社 WinC	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト20階	774,580
株式会社 松村商店	東京都墨田区石原4丁目25番15号 ミレニアムビル6階	950,201

(注) 当連結会計年度末日における当社貸借対照表の資産の部の合計額は3,308,489千円であります。

連 結 貸 借 対 照 表

2025年3月31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	1,855,867	【流 動 負 債】	970,190
現 金 及 び 預 金	543,999	買 掛 金	87,760
受取手形及び売掛金	504,454	未 払 金	82,912
商 品	285,319	短 期 借 入 金	220,000
貯 蔵 品	4,259	1年内償還予定の社債	60,000
前 払 費 用	48,743	1年内返済予定の長期借入金	310,635
短 期 貸 付 金	325,000	リ ー ス 債 務	1,574
1年内回収予定の長期貸付金	50,000	未 払 法 人 税 等	69,099
そ の 他	94,508	賞 与 引 当 金	36,705
貸 倒 引 当 金	△418	そ の 他	101,503
【固 定 資 産】	1,680,350	【固 定 負 債】	1,419,442
有 形 固 定 資 産	565,275	社 債	210,000
建物及び構築物	72,169	長 期 借 入 金	1,182,547
建物附属設備	36,728	リ ー ス 債 務	2,501
工具、器具及び備品	2,467	繰 延 税 金 負 債	3,908
土 地	450,468	そ の 他	20,484
リ ー ス 資 産	3,441	負 債 の 部 合 計	2,389,633
そ の 他	0	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	825,254	【株 主 資 本】	1,163,829
の れ ん	762,434	資 本 金	249,943
ソフトウエア	59,381	資 本 剰 余 金	812,900
ソフトウエア仮勘定	2,327	利 益 剰 余 金	100,985
そ の 他	1,110	【新 株 予 約 権】	928
投資その他の資産	289,821		
敷 金	40,428		
長 期 貸 付 金	100,000		
繰 延 税 金 資 産	143,371		
そ の 他	6,021		
【繰 延 資 産】	18,172		
株 式 交 付 費	11,923		
社 債 発 行 費	6,249	純 資 産 の 部 合 計	1,164,757
資 産 の 部 合 計	3,554,390	負債及び純資産の部合計	3,554,390

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,986,723
売 上 原 価		1,375,815
売 上 総 利 益		1,610,907
販売費及び一般管理費		1,522,900
営 業 利 益		88,007
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	3,451	
受 取 手 数 料	5,994	
受 取 家 賃	6,542	
保 険 解 約 返 戻 金	40,358	
そ の 他	2,760	59,107
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,474	
資 金 調 達 費 用	10,000	
支 払 報 酬	5,300	
そ の 他	15,052	51,827
経 常 利 益		95,287
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	1,156	
事 業 譲 渡 益	20,968	22,124
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,993	1,993
税金等調整前当期純利益		115,419
法人税、住民税及び事業税	63,417	
法 人 税 等 調 整 額	△60,932	2,485
当 期 純 利 益		112,934
親会社株主に帰属する当期純利益		112,934

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計		
当 期 首 残 高	100,000	662,956	△11,949	751,007	855	751,862
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	149,943	149,943		299,887		299,887
親会社株主に帰属する当期純利益			112,934	112,934		112,934
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					73	73
当期変動額合計	149,943	149,943	112,934	412,821	73	412,894
当 期 末 残 高	249,943	812,900	100,985	1,163,829	928	1,164,757

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称

株式会社WinC、株式会社松村商店、MOVE株式会社

当連結会計年度において、株式会社WinCを会社分割（簡易新設分割）により新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、株式会社松村商店、MOVE株式会社の株式を100%取得し、子会社化したため、連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(a) 商品の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(b) 貯蔵品の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。1998年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を

除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物及び構築物	10～23年
建物附属設備	8～15年
工具器具備品	4～8年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次の通りであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費

3年間で均等償却しております。

② 社債発行費

社債の償還期間にわたり均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年

度に見合う分を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ブランドプロデュース

・商品販売（物販、卸売、OEM）

商品販売における収益は、顧客へ商品を引渡した時点で履行義務が充足されるものの、商品の出荷時点と重要な差異はないため「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品出荷時に収益を認識しております。

・SNSの運用代行、運用コンサルティング

SNSの運用代行、運用コンサルティングにおける履行義務は、顧客との契約条件の達成時点(役務提供完了時点)において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

マーケティングソリューション

・SNSの運用代行、運用コンサルティング

SNSの運用代行、運用コンサルティングにおける履行義務は、顧客との契約条件の達成時点(役務提供完了時点)において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

・Web広告出稿支援SaaSツールの提供

Web広告出稿支援SaaSツールの提供における収益は、主に自社開発の広告出稿支援プログラムの月額利用料により生じるため、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの評価

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	762,434

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i)算出方法

当社は、のれんについて、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従い、取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が識別された場合には、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、減損損失を認識します。そして、減損損失を認識すべきと判定されたのれんについては、回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。

(ii)主要な仮定

見積りの主要な仮定は、過去の経営成績に基づく売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測であります。

(iii)翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測は、経営環境や市場動向の影響を受けるため、見積りの不確実性を伴い、売上高、売上総利益率、販売費及び一般管理費の実績が事業計画を大幅に下回る場合には減損損失として認識する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰 延 税 金 資 産 (純 額)	143,371
繰延税金負債との相殺前の金額	154,897

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i)算出方法

当社の過去及び当連結会計年度の課税所得の推移を考慮すると、当社は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)における分類3に該当すると判断しております。

従って、翌連結会計年度の予算を基礎として見積もった一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づき、翌連結会計年度の一時差異等のスケジュールリングの結果、回収可能と判断した繰延税金資産を算定しております。

(ii)主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得は、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて見積もっており、事業計画に含まれる売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測が主要な仮定であります。

(iii)翌連結会計年度の計算書類に与える影響

売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測は、見積りの不確実性を伴い、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産

建	物	4,514千円
土	地	125,768千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 19,992千円

長期借入金 36,732千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 129,174千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の数普通株式 2,968,690株

(2) 当連結会計年度に行なった剰余金の配当に関する事項

①配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

該当事項はありません。

②配当財産が金銭以外の財産である場合における当該財産の帳簿価額の総額

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 429,600株

7. 金融商品に関する注記

7-1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達については、必要な資金を原則として自己資本により調達しております。状況に応じて銀行等の金融機関からの借入とする方針であります。資金運用については、短期的な預金などに限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し短期貸付及び長期貸付を行っております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リースに係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で13年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権、短期貸付金及び長期貸付金について、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。連結子会社においても、有価証券管理規程に準じて、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務課が適時に資金計画を作成・更新するとともに、月次における直近の高額な支払額に相当する金額の手元流動性を常に運転資金として維持するとともに当座貸越枠を確保すること等によって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

7-2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	連結貸借対照表計 上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期貸付金(*2)	150,000	147,785	-2,214
敷金(*3)	29,434	27,277	-2,156
資産計	179,434	175,063	-4,371
長期借入金(*4)	1,493,182	1,429,599	-63,582
リース債務(*5)	4,076	3,977	-98
社債(*6)	270,000	265,810	-4,189
負債計	1,767,258	1,699,387	-67,870

(*1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、短期貸付金、買掛金、未払金、短期借入金、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 長期貸付金については、1年内返済予定の長期貸付金も含めて表示しております。

(*3) 敷金の連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額10,994千円であります。

(*4) 長期借入金については、1年内返済予定の長期借入金も含めて表示しております。

(*5) リース債務については、1年内返済予定のリース債務も含めて表示しております。

(*6) 社債については、1年内返済予定の社債も含めて表示しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	543,999	—	—	—
受取手形及び売掛金	504,454	—	—	—
短期貸付金	325,000	—	—	—
長期貸付金	50,000	100,000	—	—
合計	1,423,454	100,000	—	—

(注) 2. 社債、長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	220,000	—	—	—	—	—
長期借入金	310,635	309,056	223,784	178,017	439,373	32,317
リース債務	1,595	1,630	368	250	231	—
社債	60,000	60,000	60,000	60,000	30,000	—
合計	592,230	370,686	284,152	238,267	469,604	32,317

7-3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	0	147,785	0	147,785
敷金	0	27,277	0	27,277
資産計	0	175,063	0	175,063
長期借入金	0	1,429,599	0	1,429,599
リース債務	0	3,977	0	3,977
社債	0	265,810	0	265,810
負債計	0	1,699,387	0	1,699,387

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき国債利回りで割り引いた現在価値により算定し、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、社債及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	合計
マーケティングソリューション	1,579,242
ブランドプロデュース	1,407,481
顧客との契約から生じる収益	2,986,723
その他の収益	—
外部顧客への売上高	2,986,723

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	256,353
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	504,454

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 392円03銭

1株当たり当期純利益 38円68銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社間の吸収合併)

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社WinCを吸収合併存続会社とし、同じく連結子会社であるMOVE株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、2025年4月1日付で吸収合併を行いました。

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業名 株式会社WinC

事業の内容 各種ブランド、サービスの開発・提供

被結合企業名 MOVE株式会社

事業の内容 E-Bike（電動アシスト自転車）販売

② 企業結合日

2025年4月1日

③ 企業結合の法的形式

株式会社WinCを存続会社、MOVE株式会社を消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社WinC

⑤ その他取引の概要に関する事項

本合併は、当社グループの各種ブランド・サービスの開発・提供事業に係る経営資源の集中と有効活用を図ることにより、事業の拡大を目指し、企業価値の向上を目指すものであります。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(持株会社体制への移行)

当社は、2025年5月14日付の「会社分割（簡易新設分割）による持株会社体制への移行・商号変更・定款の一部変更及び当社子会社設立に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2025年5月14日開催の取締役会において、2025年7月1日を効力発生日（予定）とする新設分割（以下「本会社分割」）による持株会社体制への移行及び商号変更並びに定款の一部変更について決議し、第9回定時株主総会（以下「本株主総会」）に付議することを決議いたしました。

これに伴い、当社は、本株主総会の承認を条件として、2025年7月1日付で「株式会社 MUSCAT GROUP（マスカットグループ）」へと商号変更し、持株会社として引き続き上場を維持する予定であるとともに、当社がマーケティングソリューション領域において展開する事業（以下「本事業」）の権利義務について、新たに設立する株式会社ライスカレープラス（以下「新設会社」）に承継させることを予定しております。

(1) 会社分割による持株会社体制への移行の目的

当社は、当社のブランドプロデュースにより高成長をとげる可能性のあるニッチなブランド・メーカーに投資をし、当社のマーケティングノウハウを活かして成長させる「ニッチトップ戦略」を掲げ、M&Aを推進しております。

昨年は、10月にOEM・ODMを行うアパレルメーカーの株式会社松村商店の全株式を当社が取得しましたが、当社のキッズ・ティーン向けSNS発ブランド・商品の展開のノウハウやオンライン販売の最適化により、同社のEC売上を第3四半期において昨対比で約275%成長させることに成功しました。また、11月にはMOVE株式会社（2025年4月1日付で同じく当社の完全子会社である株式会社WinCに吸収合併）を完全子会社化し、同社の主力商品である、電動自転車「MOVE.eBike」を個人向け電動自転車からネオ富裕層向け高級電動アシスト自転車へとマーケティング戦略を変更し、売上を第3四半期において昨対比で約65%成長させることができました。

当社グループは、引き続き積極的なM&Aによる成長戦略を推進し、コミュニティデータプラットフォームからブランドプロデュースカンパニーへの変革を目指しております。今回の持株会社体制への移行及び社名変更については、当社が持株会社としての機能をより強化し、全社戦略の遂行体制及びグループガバナンス強化によるグループシナジーの最大化を目的としております。

新体制への移行を通じて、当社は持株会社としてグループの持続的成長と企業価値向上

のため、事業戦略及び財務戦略並びにブランド戦略の立案や、グループの資本効率やリスク管理及び人的資本の強化、グループ各社の経営執行に対する支援と監督機能を担い、グループ全体の事業拡大と収益改善に向けた取り組みを行ってまいります。また、グループ各社においては、独立した企業としての責任の下で事業構造改革と成長戦略の実現に向けた取り組みを自立的に展開することを目標とし、企業価値の向上と資本効率の向上に向けた取り組みを行ってまいります。

(2) 本会社分割の要旨

① 本会社分割の日程

本会社分割計画承認の取締役会決議日 2025年5月14日

本会社分割の効力発生日 2025年7月1日（予定）

※本会社分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割であるため、株主総会の承認を得ることなく行うものです。

② 本会社分割の方式

当社を分割会社とし、新設会社を本事業の承継会社とする簡易新設分割であり、新設会社は当社の100%子会社となる予定です。

③ 本会社分割に係る割当ての内容

新設会社は、本会社分割に際して普通株式 100株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

④ 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行済みの新株予約権及び新株予約権付社債について、本会社分割による取扱いの変更はございません。

⑤ 本会社分割により増減する資本金

本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

新設会社は、本事業に関する資産、負債、契約上の地位その他の権利義務のうち新設分割計画において定めるものを当社から承継いたします。なお、本事業に従事する従業員

員との雇用契約は新設会社に承継せず、当該従業員は、当社から新設会社に出向し、本事業に従事します。

⑦ 債務履行の見込み

本公司分割の効力発生日後において、新設会社が負担すべき債務についてその履行の見込みに問題はないものと判断しております。

(3) 分割当事会社の概要

	分割会社（当社）	新設会社
①名称	株式会社ライスカレー	株式会社ライスカレープラス
②所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト20階	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト20階
③代表者の役職・氏名	代表取締役 大久保 遼	代表取締役 辻 馨
④事業内容	ブランドプロデュース事業	ブランドプロデュース事業
⑤資本金	249百万円	10百万円
⑥設立年月日	2016年4月1日	2025年7月1日
⑦発行済株式数	2,968,690株	100株
⑧決算期	3月31日	3月31日
⑨大株主及び持株比率	大久保 遼 35.6% 丸井グループ 3.1%	株式会社ライスカレー 100.0%

(分割会社の直近事業年度の経営成績及び財政状態)

決算期	2025年3月期
連結純資産 (百万円)	1,164
連結総資産 (百万円)	3,554
1株当たり連結純資産 (円)	392.03
連結売上高 (百万円)	2,986

連結営業利益	(百万円)	88
連結経常利益	(百万円)	95
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	112
1株当たり連結当期純利益	(円)	38.68
1株当たり配当金	(円)	0.00

(4) 分割する事業部門の概要

① 分割する事業の内容

企業向けに、SNSを中心としたマーケティング支援やマーケティングツールの提供を行う、マーケティングソリューション領域に該当する事業

② 分割する事業の経営成績

売上高 1,580百万円 (2025年3月期)

③ 分割する資産、負債の項目及び帳簿価額 (2025年3月31日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	216百万円	流動負債	71百万円
固定資産	255百万円	固定負債	0百万円
合計	471百万円	合計	71百万円

(注) 実際に分割される資産・負債の金額は、上記金額に本会社分割の効力発生日までの増減を加除したうえで確定いたします。

(5) 本会社分割後の状況

本会社分割による当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期の変更はありません。

(6) 今後の見通し

新設会社は当社の100%子会社となる予定であるため、本会社分割が当社の当期業績に与える影響は、軽微なものと見込んでおります。

(7) 商号の変更について

① 変更の理由

当社の持株会社体制への移行に伴い、企業イメージを刷新し、効果的な事業展開や企業価値向上を目指すため商号変更を行います。

② 新商号（英文表記）

株式会社MUSCAT GROUP（英文表記：MUSCAT GROUP Inc.）

③ 変更予定日

2025年7月1日

※本商号変更は、本株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

(8) 定款の一部変更

① 定款変更の理由

上記記載の持株会社体制への移行及び商号変更を行うため、現行定款の第1条（商号）及び第2条（目的）を変更いたします。

② 定款変更の内容

現行定款	変更案
(商号) 第 1 条 当社は、 <u>株式会社ライスカレー</u> と称し、英文では、 <u>Ricecurry Inc.</u> と表示する。	(商号) 第 1 条 当 社 は、 <u>株 式 会 社 MUSCAT GROUP</u> と 称 し、 英 文 で は、 <u>MUSCAT GROUP Inc.</u> と表示する。

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の経営管理を行うことを目的とする。
(1) ～ (12) (省略)	(1) ～ (12) (省略)
(新設)	<u>(13) 企業の買収、売却、合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡、資本提携等に関する斡旋、仲介及びアドバイザリー業務並びにこれらに関するコンサルティング業務</u>
(新設)	<u>(14) 株式、持分、社債その他の有価証券の取得、保有、運用及び売却</u>
(新設)	<u>(15) 企業の経営改善、事業再生及び企業価値向上に関する助言、支援及びコンサルティング業務</u>
(新設)	<u>(16) 投資事業及び投資に関する調査、企画、助言その他のアドバイザリー業務</u>

現行定款	変更案
(新設)	(17) 子会社及び関連会社の経営管理、経営指導に関する業務
(13) 前各号に附帯又は関連する一切の業務	(18) 前各号に附帯又は関連する一切の業務
附則	附則
(新設)	(効力発生日) 第2条 この定款第1条及び第2条の変更の効力は2025年7月1日に発生し、同日をもって本附則は削除する。

③ 補足事項

- ・商号変更に伴う住所、電話番号等の変更はございません。
- ・商号変更後も契約主体である会社の法人格の同一性は維持されます。
「株式会社ライスカレー」名義で締結した契約書は商号変更後も有効です。

貸借対照表

2025年3月31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	594,278	【流動負債】	861,285
現金及び預金	134,250	買掛金	65,351
売掛金	136,077	短期借入金	320,000
貯蔵品	103	1年内返済予定の長期借入金	267,339
前払金	26,650	1年内償還予定の社債	60,000
前払費用	27,524	リース債務	1,323
関係会社短期貸付金	210,000	未払金	27,405
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	20,000	未払費用	50,319
その他の	40,090	未払法人税等	20,110
貸倒引当金	△418	前受金	1,076
【固定資産】	2,696,038	賞与引当金	34,062
有形固定資産	11,365	その他の	14,298
建物附属設備	7,465	【固定負債】	1,271,908
工具、器具及び備品	1,579	社債	210,000
リース資産	2,320	長期借入金	1,060,410
その他の	0	リース債務	1,498
無形固定資産	256,466	負債の部合計	2,133,194
のれん	205,911	純資産の部	
商標権	1,110	【株主資本】	1,174,367
ソフトウェア	47,116	資本金	249,943
ソフトウェア仮勘定	2,327	資本剰余金	812,900
投資その他の資産	2,428,206	資本準備金	812,900
関係会社株式	1,964,782	利益剰余金	111,523
関係会社長期貸付金	290,000	その他利益剰余金	111,523
長期前払費用	3,710	繰越利益剰余金	111,523
繰延税金資産	131,796	【新株予約権】	928
敷金の	37,566		
その他の	350		
【繰延資産】	18,172		
株式交付費	11,923		
社債発行費	6,249	純資産の部合計	1,175,295
資産の部合計	3,308,489	負債及び純資産の部合計	3,308,489

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,741,822
売 上 原 価		824,642
売 上 総 利 益		917,180
販売費及び一般管理費		955,789
営 業 損 失		38,608
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,765	
受 取 配 当 金	1	
受 取 出 向 料	83,892	
そ の 他	6,446	94,105
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19,763	
社 債 利 息	966	
株 式 交 付 費 償 却	4,558	
資 金 調 達 費 用	10,000	
支 払 報 酬	5,300	
そ の 他	4,478	45,066
経 常 利 益		10,430
税引前当期純利益		10,430
法人税・住民税及び事業税	8,368	
法 人 税 等 調 整 額	△30,620	△22,252
当 期 純 利 益		32,682

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計		
		資 本 準 備 金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	100,000	662,956	78,840	841,797	855	842,652
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	149,943	149,943		299,887		299,887
当 期 純 利 益			32,682	32,682		32,682
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					73	73
当期変動額合計	149,943	149,943	32,682	332,570	73	332,643
当 期 末 残 高	249,943	812,900	111,523	1,174,367	928	1,175,295

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 貯蔵品の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、2016年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物附属設備 | 8～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4～8年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次の通りであります。
- | | |
|--------|-----|
| ソフトウェア | 5年 |
| 商標権 | 10年 |
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、履行義務の対価は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

マーケティングソリューション

・SNSの運用代行、運用コンサルティング

SNSの運用代行、運用コンサルティングにおける履行義務は、顧客との契約条件の達成時点(役務提供完了時点)において充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

・Web広告出稿支援SaaSツールの提供

Web広告出稿支援SaaSツールの提供における収益は、主に自社開発の広告出稿支援プラットフォームの月額利用料により生じるため、サービス提供期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該期間にわたり収益を認識しております。

ブランドプロデュース

・商品販売（物販、卸売）

商品販売における収益は、顧客へ商品を引渡した時点で履行義務が充足されるものの、商品の出荷時点と重要な差異はないため「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品出荷時に収益を認識しております。

(6) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費

3年間で均等償却しております。

② 社債発行費

社債の償還期間にわたり均等償却しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」並びに「流動負債」の「預り金」、「未払消費税等」は一覧性及び明瞭性を高めるため、当事業年度より科目を集約し「流動資産」の「その他」並びに「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取手数料」並びに「営業外費用」の「為替差損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」並びに「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) のれんの評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
のれん	205,911

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i)算出方法

当社は、のれんについて、「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」に従い、取得時に見込んだ超過収益力が将来にわたって発現するかに着目し、減損の兆候の有無を検討しております。減損の兆候が識別された場合には、のれんを含まない各資産グループにおいて算定された減損損失控除前の帳簿価額にのれんの帳簿価額を加えた金額と、より大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とを比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、減損損失を認識します。そして、減損損失を認識すべきと判定されたのれんについては、回収可能価額まで減額し、減損損失を計上することとしております。

(ii) 主要な仮定

見積りの主要な仮定は、過去の経営成績に基づく売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測であります。

(iii) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測は、経営環境や市場動向の影響を受けるため、見積りの不確実性を伴い、売上高、売上総利益率、販売費及び一般管理費の実績が事業計画を大幅に下回る場合には減損損失として認識する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産（純額）	131,796
繰延税金負債との相殺前の金額	131,796

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i) 算出方法

当社の過去及び当事業年度の課税所得の推移を考慮すると、当社は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）における分類4に該当すると判断しております。

従って、翌事業年度の予算を基礎として見積もった一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づき、翌事業年度の一時差異等のスケジュールリングの結果、回収可能

と判断した繰延税金資産を算定しております。

(ii) 主要な仮定

将来の一時差異等加減算前課税所得は、取締役会の承認を得た事業計画に基づいて見積もっており、事業計画に含まれる売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測が主要な仮定であります。

(iii) 翌事業年度の計算書類に与える影響

売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測は、見積りの不確実性を伴い、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 非上場株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	1,964,782

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i) 算出方法

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

関係会社株式は市場価格のない株式であることから、超過収益力等を反映した実質価額が著しく低下したときは評価損を計上することとしております。

超過収益力が当事業年度末日において維持されているか否かを評価する際には、関係会社の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

(ii) 主要な仮定

事業計画の見積りにおける主要な仮定は、翌事業年度以降の売上高の成長見込み、売上総利益率、販売費及び一般管理費の予測であります。これらの主要な仮定は、当該会社の過年度の実績及び市場環境、並びに事業計画において策定されている販売促進施策を勘案して見積もっております。

(iii) 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ超過収益力が毀損していると判断された場合には、翌事業年度の計算書類において評価損が計上される可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権 22,732千円

短期金銭債務 258,804千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 10,532千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

①営業取引による取引高

売上高	450千円
業務委託費(原価)	700千円
地代家賃	1,547千円
業務委託費(販管費)	600千円
備品・消耗品費	4千円

②営業取引以外の取引高

受取利息	3,553千円
受取出向料	82,979千円
支払利息	1,314千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における自己株式の数

該当事項は、ありません。

(2) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数

該当事項は、ありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	82,676千円
賞与引当金	12,202千円
減価償却超過額	249千円
未払事業税	3,825千円
資産調整勘定	32,564千円
その他	1,693千円
繰延税金資産小計	133,212千円
評価性引当額	△1,416千円
繰延税金資産合計	131,796千円

(2) 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」が2025年3月に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が適用されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、2027年2月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異について、従来の30.6%から31.5%に変更される見込みです。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社WinC	所有 直接100.0	役員の兼任 資金の貸付 本社業務の役務提供 債務の被保証	資金の貸付(注1) 貸付金の回収(注1) 本社業務等の委託(注2) 債務の被保証(注3)	460,000 20,000 67,115 546,620	関係会社短期貸付金 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 関係会社長期貸付金 流動資産その他 —	210,000 20,000 250,000 14,868 —
子会社	株式会社松村商店	所有 直接100.0	役員の兼任 資金の借入 本社業務の役務提供 債務の被保証	資金の借入(注4) 本社業務等の委託(注5) 債務の被保証(注6)	250,000 9,863 665,002	短期借入金 流動資産その他 —	250,000 2,000 —
子会社	MOVE株式会社	所有 直接100.0	資金の貸付 本社業務の役務提供	資金の貸付(注7)	40,000	関係会社長期貸付金	40,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 株式会社WinCに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 株式会社WinCに対して、業務委託等を行っております。
3. 銀行借入に対する債務保証を受けたものであり、保証料の支払は行っておりません。
4. 株式会社松村商店からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
5. 株式会社松村商店に対して、業務委託等を行っております。
6. 銀行借入に対する債務保証を受けたものであり、保証料の支払は行っておりません。
7. MOVE株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(2) 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 及び 個人 主要 株主	大久保 遼	(被所有) 直接35.6	当社代表取締役	銀行借入に対する債務 被保証(注)	121,319	－	－

(注) 当社の銀行借入に対して、当社代表取締役大久保遼より債務保証を受けております。上記取引金額には借入金残高を記載しており、保証料の支払は行っておりません。

9. 収益認識に関する注記

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「8. 収益認識に関する注記」で、同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	395円58銭
1株当たり当期純利益	11円19銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記「10. 重要な後発事象に関する注記」で、同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社ライスカレー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	柴谷 哲朗
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	横山 雄一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ライスカレーの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライスカレー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社ライスカレー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴谷 哲朗
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横山 雄一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライスカレーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査役会の監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、内部統制システムの運用及び子会社の経営管理を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、また、内部監査に同席する等し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役会に出席し、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けると共に、「当監査法人の品質管理システム」について説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社ライスカレー 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 亀澤 俊司 印

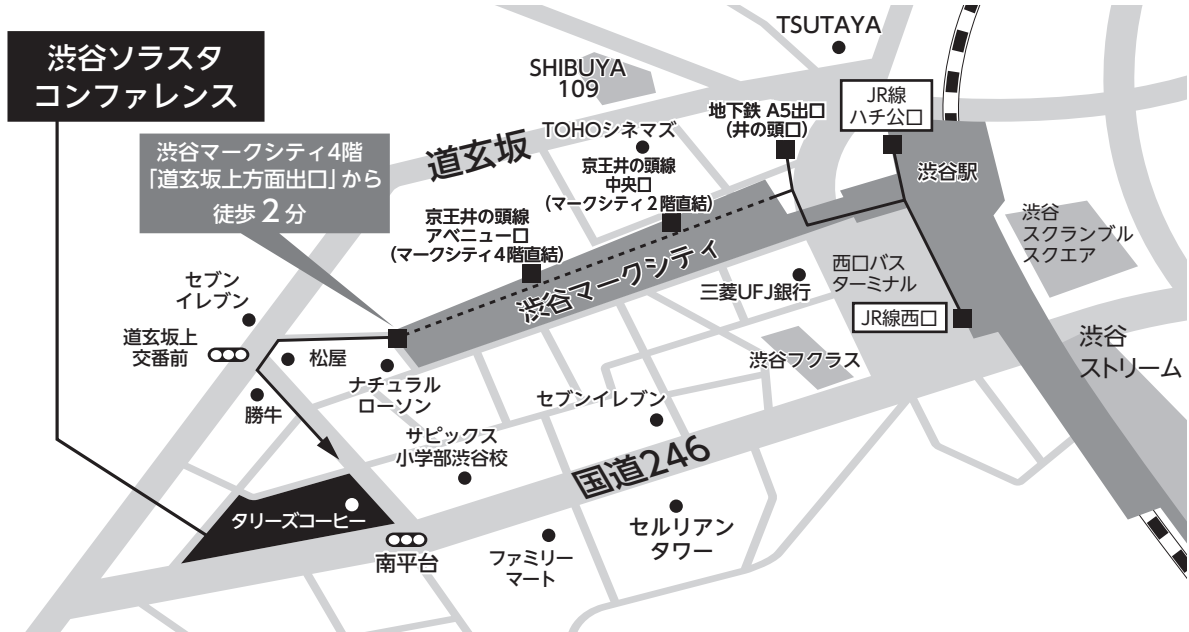
監査役（社外監査役） 松隈 剛 印

監査役（社外監査役） 山田 啓之 印

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号渋谷ソラスト4階
渋谷ソラストコンファレンス



交通：ＪＲ山手線／ＪＲ埼京線／東京メトロ銀座線／東京メトロ半蔵門線／東京メトロ副都心線／東急東横線／東急田園都市線／京王井の頭線各線 渋谷駅

J R 渋谷駅「西口」から徒歩6分

J R 渋谷駅「ハチ公口」から徒歩7分

J R 渋谷駅直結渋谷マークシティ 4 階「道玄坂上方面出口」から徒歩 2 分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。